

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案がまとまりました

素案では、住みよい自治のまちを実現するため、「自治の推進」(まちづくりのルール)と「豊かな地域環境の創造」(まちのあるべき姿)について明確にしています。

総論

前文
越谷の特性・発展可能性、まちづくりの目標等

第1章 総則
第1条 条例の目的 第2条 最高規範としての条例の位置づけ 第3条 主な用語の定義

第2章 自治の基本理念と基本原則
第4条 自治の基本理念 第5条 参加の原則 第6条 協働の原則 第7条 情報共有の原則

各論 (自治の推進と豊かな地域環境の創造)

第3章 豊かな地域環境の創造
第8条 豊かな地域環境を創るための基本理念
第9条 協働による豊かな地域環境の創造

第4章 市民・コミュニティ組織
第10条 市民の権利
第11条 市民の責務
第12条 地域コミュニティ組織と市民活動団体

第5章 議会・行政
第13条 議会の役割と責務 第14条 議員の責務
第15条 市長の責務 第16条 市職員の責務
第17条 公益通報 第18条 行政運営の原則
第19条 財政運営 第20条 組織
第21条 危機管理

第6章 参加と協働
第22条 行政評価 第23条 市民の行政への参加
第24条 地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働
第25条 市民の活動支援 第26条 意見公募手続 第27条 住民投票

補則

第7章 条例の実効性の確保
第28条 推進会議の設置等 第29条 条例の改正手続

このページでは
条例の構造図を
お知らせします!



大きく7章に分か
れて、全部で29条



みんなできつくりよう! 自治基本条例

越谷市自治基本条例審議会において 「(仮称)越谷市自治基本条例」素案がまとまりました

市では、自治のあり方の基本的事項を定める自治基本条例制定のため、昨年4月から越谷市自治基本条例審議会を設置しました。審議会では、条例について白紙の状態から検討し、このほど「(仮称)越谷市自治基本条例」素案がまとまりました。今号では、素案の内容についてお知らせし、ご意見を募集します。

問合せ 企画課 ☎ 963119112

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案 (11ページから紹介)へのご意見を募集します

審議会では、条例の内容を検討する部会や審議会の進め方に関する会議など、71回の会議が開催されています。これまでの懇談会などでお寄せいただいたご意見を踏まえ「(仮称)越谷市自治基本条例」素案がまとまりましたので、皆さんのご意見を募集します。



《送付方法》
2月15日(日)(必着)までに、メールまたはファクス・郵送などで企画課へお送りいただくか、情報公開センター(本庁舎1階)・男女共同参画支援センター・地区センターに備え付けの見箱へ(様式は自由)。なお、お寄せいただいたご意見等に対する個別の回答はいたしません。

《送付先》
企画課 (☎) 343 118501 越ヶ谷4の2の1) FAX 965118028、メール 10021100@city.koshigayasa.tama.jp

「(仮称)越谷市自治基本条例」骨子案へのご意見ありがとうございました

平成20年8月下旬～10月上旬に各地区センターでの地区懇談会および自治会連合会、NPOなど各種団体(177団体)との懇談会が25回行われ、540人の参加がありました。地区や各種団体との懇談会では427件のご意見・ご質問と220件のアンケートの回答をいただき、同時期に行った意見公募手続(パブリックコメント)では、4人の方から10件のご意見をいただきました。その中から主なご意見をご紹介します。

ご意見等

- 自治基本条例を、越谷市らしく、特徴あるものにしてほしい。越谷市の自治基本条例の目玉を考えてほしい。
- 条例の実効性を確保してほしい。
- 市民にとってわかりやすい条例にしてほしい。
- 市民の「健康」に関する項目が欠けている。「安心・安全」だけでなく、「安心・安全・健康」としてほしい。
- 自然環境の保全や福祉、教育、文化など、将来のまちづくりにつながるものを盛り込んでほしい。
- 自治会の加入率が低くなってきている。地域コミュニティ組織の活動を活発にする工夫について盛り込んでほしい。
- 市民同士の連携、コミュニティづくりやそのあり方について検討してほしい。
- スポーツ・レクリエーションへの取り組みについてしっかりと位置づけしてほしい。

*お寄せいただいたご意見等を踏まえ審議会では素案を作成しました

一〇メモ
地方分権の進展と少子高齢化などの社会環境の変化に対応するため、新しい「まちづくり」のルールが必要になっていきます。

なぜ自治基本条例が必要かご存じですか?



ホンチョ君

16ページでは各章の内容を解説します

1. 全体の構成

この条例は、前文のほか、7つの章から構成されています。第1章と第2章では、条例の目的や位置づけ、理念、原則などの基本的な事柄を総論的に述べています。第3章から第6章までは、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図るための考え方や仕組みについて各論的に述べています。このほか、条例の実効性の確保について第7章で述べています。

2. 章別の解説

【前文】

この条例の制定趣旨と、基本的な考え方を述べている部分です。越谷市の特性や発展可能性などについて明らかにし、どのようなまちづくりを目指すのかについて述べています。

【第1章 総則（第1条～第3条）】

条例の目的として、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図ることによって住みよい自治のまちを実現することを明らかにしています。また、この条例を市政運営の最高規範（すべての条例や計画等の基本となること）として位置づけているほか、条例で使用する主な用語について、その定義を明らかにしています。

【第2章 自治の基本理念と基本原則（第4条～第7条）】

人間尊重（一人一人が人間として尊重されること）や市民主権（市民が主役となってまちづくりをすすめること）を基本に自治のまちづくりに取り組むことを

自治の基本理念としています。また、①市民参加の推進、②協働の推進、③まちづくりに必要な情報の共有を自治の基本原則として掲げています。

【第3章 豊かな地域環境の創造（第8条・第9条）】

人と人とのつながりを大切にし、協働によって自然、生活、歴史・文化、スポーツ・レクリエーション、産業のそれぞれの分野で豊かな地域環境を創造し、誰もが安心して、楽しく生活していけるまちを目指すことを明らかにしています。越谷らしさ^④について述べた、この条例の大きな特色となる章です。

【第4章 市民・コミュニティ組織（第10条～第12条）】

市政に参加する権利、情報を知る権利、公平に行政サービスを受ける権利、子どもの権利など、市民の権利について明らかにするほか、市民相互の人権の尊重、地域での交流、まちづくりへの参加などの責務（責任を果たすことが望ましいこと）を明らかにしています。また、自治を推進するうえで大きな役割を担う地域「コミュニティ組織」と市民活動団体の役割として、地域や社会の課題解決に取り組むことを明らかにしています。

【第5章 議会・行政（第13条～第21条）】

議会について、政策立案機能の向上や開かれた議会運営のほか、市民の代表である議員の責務について明らかにしています。また、市長について、市の代表者として公正、誠実な市政の執行と、効率的で効果的な行政運営を行うことなどを責務として明らかにしています。さらに、市職員について、法令等の遵守と能力の向上を責務としているほか、公益の損失を防止するための通報義務について明らかにしています。

そして、行政運営の原則として、①公正かつ公平な視点に立った効率的で透明性のある行政運営、②市民ニーズの把握に基づく行政サービスの向上、③分かりやすい情報提供、④政策や施策の立案から評価のそれぞれの過程における説明責任、⑤自らの責任による法令等の自主解釈、⑥国や県、他の自治体との連携・協力を掲げるほか、財政運営や組織のあり方、災害等における危機管理についても基本的な考え方を明らかにしています。

【第6章 参加と協働（第22条～第27条）】

市民のまちづくりへの参加のきっかけとなる行政評価について明らかにしています。また、市民の参加、協働の仕組み、市民の主體的な公共活動への支援についての基本的な考え方を明らかにしています。さらに、意見公募手続（パブリックコメント）と住民が市政に直接参加する究極の仕組みとも言える住民投票について明らかにしています。

【第7章 条例の実効性の確保（第28条・第29条）】

自治の推進を図るため、市長の附属機関として自治基本条例推進会議を設置するとともに、この条例の改正にあたっては推進会議の意見を尊重することを明らかにしています。



素案は、市ホームページ・情報公開センター（本庁舎1階・地区センター！男女共同参画支援センター）でもご覧いただけます。

「（仮称）越谷市自治基本条例」素案

目次

前文

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 自治の基本理念と基本原則（第4条～第7条）
- 第3章 豊かな地域環境の創造（第8条・第9条）
- 第4章 市民・コミュニティ組織（第10条～第12条）
- 第5章 議会・行政（第13条～第21条）
- 第6章 参加と協働（第22条～第27条）
- 第7章 条例の実効性の確保（第28条・第29条）

前文

わたしたちのまち越谷市は、古くは日光道中の宿場町として栄えた歴史と文化の香り高いまちです。市となってから半世紀余、都市化が進み、埼玉県東南部地域の中核的な都市として発展してきましたが、現在も首都近郊にあって貴重な農地が残る、水と緑の豊かなまちです。

わたしたちは、今後も、先人が残した土の香りと人の温もりを感じる風土を受け継ぎながら、自然と都会の良さが調和した持続発展性のある都市、すべての市民が人間として尊重され、人の和が大切にされる人間性豊かな都市として成長していくことを期待しています。

今日の地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中で、今、わたしたちは、市民としてまちづくりに参加する喜びが実感でき、それぞれの思いがまちづくりにつながるような参加と協働による自治のまちづくりに取り組み、それを一層すすめるための自治力の向上に努めます。そして、水と緑と太陽に恵まれ、人々のふれあいと連帯の中で、平和で安全・安心・快適に、しかも楽しくいきいきと幸せに暮らすことのできる豊かな地域環境の創造に取り組み、住みよい越谷市の実現に努めます。

わたしたちは、市民一人一人が自分たちのまちとして心から愛し、誇れるような魅力と活力のある「参加と協働の自立都市 越谷」を目指し、自治のまちづくりのさらなる推進を図るため、ここに、市政運営の最高規範となるこの条例を制定します。

条例の目的と位置づけ、主な用語の定義について書いてあります



第2章 自治の基本理念と基本原則（自治の基本理念）

第4条 市民および市は、市民一人一人が人間として尊重され、まちづくりの主体であることを基本に、自治のまちづくりに取り組みます。

（参加の原則）

第5条 市は、市の政策や施策の立案、実施および評価それぞれ過程において、市民の参加が基本となるような市政の運営を推進します。

（協働の原則）

第6条 市民および市は、協働を基本とした市政の運営に努めます。

（情報共有の原則）

第7条 市民および市は、まちづくりに取り組むうえで必要な市政に関する情報を共有します。

まちのあるべき姿について書いてあります



第3章 豊かな地域環境の創造

（豊かな地域環境を創るための基本理念）

第8条 市民および市は、人、自然、文化を財産として大切にしていくとともに、協働して豊かな地域環境を創造し、誰もが安心して、楽しく生活していけるまちを創ります。

（協働による豊かな地域環境の創造）

第9条 市民および市は、自然環境の保護、保全および創出に努めるとともに、人と自然との共生を図り、すべての人が快適で健やかに生活していけるまちづくりに努めます。

2 市民および市は、市民が主体的にかかわりあい、助けあい、学びあいながらいきいきと生活し、未来にわたって豊かな人間関係と、安全で安心な生活環境を受け継いでいけるまちづくりに努めます。

3 市民および市は、越谷の歴史、伝統を大切にするとともに、スポーツ・レクリエーション活動を楽しみながら、市民が主体的に新たな文化を育成する、健康で心豊かなまちづくりをすすめます。

4 市民および市は、産業の発展と地域環境との調和を図り、持続可能で誰もが働きやすいまちづくりをすすめます。

まちづくり(自治)の主役である市民の権利・義務について書いてあります



第4章 市民・コミュニティ組織

(市民の権利)

第10条 市民は、主権者として意見を述べ、活動する等市政に参加する権利があります。

2 市民は、市が保有する情報を知る権利があります。

3 市民は、安全で安心な生活を営むため、各種の行政サービスを公平に受ける権利があります。

4 子どもは、市民として尊重され、年齢に応じて市政に参加する権利があります。

(市民の責務)

第11条 市民は、お互いの人権、意見および行動を尊重し、地域の交流を深めるよう努めます。

2 市民は、積極的にまちづくりに参加し、自治を推進します。

(地域コミュニティ組織と市民活動団体)

第12条 地域を基盤とした地域コミュニティ組織は、その地域の住民相互の親睦、共通課題の解決等の地域社会の形成に役立つ活動を行い、人間性豊かなまちづくりをすすめます。

2 市民活動団体は、共通の目的や関心を持つ人が広く自主的に参加することによって構成され、その専門性や行動力を発揮して、市民の生活を支えあい、社会の課題解決に取り組み、市民が明るく楽しく生きるためのまちづくりをすすめます。

3 地域コミュニティ組織と市民活動団体は、連携を図り、協力してまちづくりをすすめます。

(危機管理)

第21条 行政は、市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全性の確保に努めなければなりません。

2 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて、相互の信頼関係を築くことに努めます。

第6章 参加と協働

(行政評価)

第22条 行政は、効率的で効果的な市政運営を図るため、行政内部および外部による評価を実施します。

2 行政は、前項の評価を実施した場合には、その結果を市民に分かりやすく公表し、市政に反映させます。

(市民の行政への参加)

第23条 行政は、市民の参加を保障するため、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能となる制度の整備に努めます。

2 行政は、審議会等の附属機関およびこれに類するものの委員には、市民公募の委員を加えるよう努めます。

3 行政は、前項の市民公募を行うにあたっては、障がい等により自らの意思を伝えることが困難な市民の参加が可能になるよう努めます。

(地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働)

第24条 行政は、地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働を推進します。

2 行政は、地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織および集団の役割を認識し、これを尊重・支援します。

(市民の活動支援)

第25条 行政は、市民による主体的な公共活動に対し、その自主性を尊重したうえで、活動促進のための支援に努めます。

行政への参加や公共を担う仕組みについて書いてあります



第5章 議会・行政

(議会の役割と責務)

第13条 議会は、市民の意見を代弁する合議制の機関であり、行政運営に関する監視および評価の充実に努め、公益の実現に努めます。

2 議会は、市民の意見を積極的に反映させるために、立法および政策立案機能の向上に努めます。

3 議会は、その活動に関する情報を市民に提供して、開かれた議会運営に努めます。

4 議会は、自らの権限や責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し、議会の役割とそのあり方を明確にするよう努めます。

(議員の責務)

第14条 議員は、市民の代表として、市民の意見を積極的に把握して、市政に反映させるよう努めます。

2 議員は、市民の意見を尊重しながら、審議および政策立案の活動に努めます。

3 議員は、議会における活動に関する情報を市民に提供して、分かりやすく説明するよう努めます。

(市長の責務)

第15条 市長は、本市の代表者として、公正かつ誠実に市政を執行します。

2 市長は、この条例を遵守し、本市における自治を推進します。

3 市長は、執行機関の統轄責任者としての責務を負い、効率的で効果的な行政運営を行い、市民の負託に応えます。

(市職員の責務)

第16条 市職員は、法令等を遵守し、この条例の趣旨に則して公正に職務を遂行します。

2 市職員は、市民のために働く者として、その能力の向上を図ります。

(公益通報)

第17条 市職員は、行政運営上の公正を妨げ、市政に対する不正行為を報告する者に対して、その能力の向上を図ります。

(意見公募手続)

第26条 行政は、「基本構想」をはじめとする重要な計画等の策定にあたっては、あらかじめ計画案等を公表したうえで、市民から意見を募る手続を行います。

2 行政は、前項の手続きにより提出された意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(住民投票)

第27条 市内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めます。

3 前2項に掲げるもののほか、第1項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法の規定の例によります。

4 市は、住民投票の結果を尊重します。

市政運営の仕組みについて書いてあります



る市民の信頼を損なう行為、または、公益に反するおそれがある事実を知った場合は、その行為または事実を通報しなければなりません。

(行政運営の原則)

第18条 行政は、公正で公平な視点に立って、効率的で透明性のある行政運営を推進します。

2 行政は、多様な市民の要望を把握し、行政サービスの向上につなげ、市民福祉の増進に努めます。

3 行政は、市政情報を市民に提供するにあたっては、情報を市民に分かりやすく、広くいきわたるよう努めます。

4 行政は、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果および手続等を市民に分かりやすく説明します。

5 行政は、市の課題や市民の要望に対応するため、自らの責任において法令等を解釈するとともに、その根拠を市民に示します。

6 行政は、国や県、他の自治体と対等な立場で連携を図り、協力して自治の推進に努めます。

(財政運営)

第19条 行政は、必要に応じて国や県に対して財源移譲を積極的に働きかけるとともに、市有財産の活用等を図ることにより、財政基盤の強化に努めます。

2 行政は、長期的な展望に立って財政計画を策定し、「基本構想」をはじめとする重要な計画および行政評価等の結果を基に予算編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。

3 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

(組織)

第20条 行政は、その組織が政策課題に的確に対応できるような機能的であるとともに、組織相互の連携を保ちつつ横断的な調整を図ります。

2 行政は、その組織が市民にとって分かりやすく、社会経済情勢の変化に対応できるように、必要に応じて見直しを図ります。

②「(仮称)越谷市自治基本条例」素案についての地区説明会を開催します

〈日時・会場〉左表のとおり

日 時	会 場
1/24(土)、14:00~16:00	大袋地区センター
1/24(土)、14:00~16:00	大沢地区センター
1/24(土)、18:30~20:30	越ヶ谷地区センター
1/24(土)、18:30~20:30	南越谷地区センター
1/30(金)、19:30~21:30	大相模地区センター
1/31(土)、9:30~11:30	北越谷地区センター
1/31(土)、10:00~12:00	荻島地区センター
1/31(土)、14:00~16:00	新方地区センター
1/31(土)、18:30~20:30	蒲生地区センター
2/1(日)、9:30~11:30	桜井地区センター
2/1(日)、9:30~11:30	川柳地区センター
2/7(土)、9:30~11:30	出羽地区センター
2/14(土)、14:00~16:00	増林地区センター

*お住まいの地区以外の説明会にも参加できます

一越谷市制施行50周年記念事業一

①市民が創る新たな自治のルール

～素案説明&講演会～

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案について皆さんにお知らせし、まちづくり(自治)を考えるイベントを開催します。

〈日時〉 1月25日(日)、14:00~16:00
 〈会場〉 中央市民会館4階第13~18会議室
 〈内容〉 講演テーマは「自治基本条例を活かすまちづくり」。講師は(財)地方自治総合研究所所長の辻山幸宣さん(手話通訳あり)
 〈対象〉 160人(申込み順)

《①と②の申し込み方法》

メールまたはファクスに住所・氏名・電話番号・参加希望イベント(地区説明会は会場)を記入し下記へ(電話可)
 〈問合せ〉 企画課 ☎963-9112、FAX965-8028、メール10021100@city.koshigaya.saitama.jp

今後の取り組み

越谷市自治基本条例審議会では、地区説明会、意見公募手続(パブリックコメント)等でお寄せいただいたご意見を参考に、条例の内容についてさらに検討し、今年度中に市長に答申する予定です。その後、市では、答申の内容を踏まえ条例案を作成し、平成21年度の条例の制定を目指します。